

## 低炭素建築物に係る技術的審査料金表

\*本料金表は都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める技術的審査について適用します。

### 1. 一戸建ての住宅

(税込 単位:円)

1-1新規依頼						
所管行政庁が定める依頼区分 ※1	①			②		
審査の区分 ※2	区分 I	区分 II	区分 III	区分 I	区分 II	区分 III
1戸当たりの料金	37,400	19,800	9,900	39,600	20,900	11,000

(税込 単位:円)

1-2変更依頼 ※3				
所管行政庁が定める依頼区分 ※1	①		②	
審査の区分 ※2	区分 I	区分 II 及び区分 III	区分 I	区分 II 及び区分 III
1戸当たりの料金	19,800	9,900	20,900	11,000

### 2. 共同住宅等及び複合建築物の住戸部分

(税込 単位:円)

2-1新規依頼						
所管行政庁が定める依頼区分 ※1	①			②		
審査の区分 ※2	区分 I	区分 II	区分 III	区分 I	区分 II	区分 III
住戸数1戸～5戸まで (1住戸当たり)	37,400	19,800	9,900	39,600	20,900	11,000
住戸数5戸を超え25戸までの部分 (1住戸当たり)	28,600	15,400	6,600	29,700	16,500	7,700
住戸数25戸を超える部分 (1住戸当たり)	19,800	11,000	4,400	20,900	12,100	5,500

(税込 単位:円)

2-2変更依頼 ※3				
所管行政庁が定める依頼区分 ※1	①		②	
審査の区分 ※2	区分 I	区分 II 及び区分 III	区分 I	区分 II 及び区分 III
住戸数1戸～5戸まで (1住戸当たり)	19,800	9,900	20,900	11,000
住戸数5戸を超え25戸までの部分 (1住戸当たり)	15,400	6,600	16,500	7,700
住戸数25戸を超える部分 (1住戸当たり)	11,000	4,400	12,100	5,500

【新規依頼における算出例】  
 区分①-Iで 4住戸の場合 37,400円×4戸=149,600円  
 10住戸の場合 37,400円×5戸+28,600円×5戸=330,000円  
 27住戸の場合 37,400円×5戸+28,600円×20戸+19,800円×2戸=798,600円

※1 所管行政庁が定める依頼区分

①: 法第54条第1項第1号(外皮の熱損失防止、一次エネルギー消費量及びその他の基準)のいずれか又はすべてを含む技術的審査

②: ①に合わせ法第54条第1項第2号(基本方針)及び同項第3号(資金計画)のいずれか又はすべてを含む技術的審査

※2 審査の区分

区分 I : 他制度を利用せず本技術的審査のみを単独で依頼する場合

区分 II : JIOの他制度との同時依頼若しくは、他制度で既に審査又は評価された図書により本技術的審査に必要な外皮性能が確認できる場合

区分 III : JIOの他制度との同時依頼若しくは、他制度で既に審査又は評価された図書により本技術的審査に必要な外皮性能及び一次エネルギー消費量性能が確認できる場合

※3 変更依頼

変更依頼に係る物件の直前の適合証をJIOが交付した場合に限ります。他機関が適合証を交付した物件の変更依頼は、新規依頼となります。

### 3. 共同住宅等の住棟全体

料金は依頼内容を確認させていただき、お見積りとさせていただきます。  
 詳しくは各性能評価センターまでお問い合わせください。

### 4. 適合証再交付料金

適合証の再交付料金は、1通当たり5,500円(税込)となります。